学校感染症について

【学校感染症とは？】

　学校は、感染症が流行しやすい、幼児・児童・生徒・学生の集団生活の場です。そこで、学校保健安全法によって「学校において予防すべき感染症」が定められています。

【学校感染症】

〔第一種〕（感染症予防法の一類及び二類感染症(結核を除く)）

　エボラ出血熱　　　クリミア・コンゴ出血熱　　　痘そう　　南米出血熱　　マールブルグ病

　ペスト　　ラッサ熱　　急性灰白髄炎(ポリオ)　　ジフテリア

　重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る｡)

　鳥インフルエンザ(ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞｳｲﾙｽAｳｲﾙｽであって血清亜型がH5N1であるものに限る｡)

〔第二種〕（放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染するもの）

　　インフルエンザ（鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞを除く）　　百日咳　　　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

　　麻しん（はしか）　　水痘（水ぼうそう）　風しん　　咽頭結膜熱(プール熱)　　　結核

髄膜炎菌性髄膜炎

〔第三種〕（飛沫感染が主体ではないが放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性があるもの）

　　コレラ　　細菌性赤痢　　腸管出血性大腸菌感染症　　　腸チフス　　パラチフス

　　流行性角結膜炎 　急性出血性結膜炎　　　　　　　 ※その他の感染症

※その他の感染症

　学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意　見を聞き、第三種の感染症としての措置を講じることができる疾患です。

　　　　　○条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

　　　　　　溶連菌感染症　　　　ウイルス性肝炎　　　手足口病　　伝染性紅斑（りんご病）

　　　　　　ヘルパンギーナ　　　マイコプラズマ感染症　　　　　　流行性嘔吐下痢症

　　　　　○通常は出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

　　　　　　頭じらみ　　　伝染性軟疣腫（水いぼ）　　　伝染性膿痂疹（とびひ）

　医療機関で学校感染症の疾患と診断された場合は、出席停止となり、登校の際には治癒証明書または登校許可書が必要となります。

【登校の際の手続き】

　治癒証明書または登校許可書を医師に書いていただく。

　用紙は、本校所定のものでも、医療機関にあるものでも結構です(診断書でなくて結構です)。

　☆　治癒後の登校の際に持参し、保健室へ提出してください。